（出資等団体が二以上である場合の出資等割合の算定に用いる額）

第二条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。以下「令」という。）第五条の三第五項に規定する出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　出資等に係る不要財産の帳簿価額

二　当該出資等に係る不要財産の取得の日において、当該出資等に係る不要財産に対する全ての出資等団体からの出資又は支出の合計額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合

2　令第五条の三第五項に規定する当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一　出資等に係る不要財産の帳簿価額

二　当該出資等に係る不要財産の取得の日において、当該出資等に係る不要財産に対する当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額が当該出資等に係る不要財産の帳簿価額に占める割合

○総務省告示第百二十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十七年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百三十号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行し、平成二十五年総務省告示第百六十一号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

給料に係る率　　千分の六十二・五

期末手当等に係る率　千分の五十・〇

○総務省告示第百三十一号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「千分の〇・二四」を「千分の〇・三一」に、「千分の〇・三二」を「千分の〇・四一」に、「千分の〇・一二」を「千分の〇・一三」に、「千分の〇・一九」を「千分の〇・二七」に、「千分の〇・二三」を「千分の〇・三二」に改める。

○総務省告示第百三十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の四第二項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行し、平成二十五年総務省告示第百六十三号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同項の規定に基づき平成二十六年三月三十一日以前に払い込まなければならない金額の算定に用いる総務大臣の定める率は、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

千分の四・六四

○総務省告示第百三十三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十二条第三項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針（平成十六年総務省告示第六百四十一号）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

第一中「地方職員共済組合及び都職員共済組合並びに指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合のうち法の短期給付の規定を適用する地方公務員共済組合」を「地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」に改める。

第二中「努めること。」の次に次のように加える。

また、組合は、保健事業の実施にとどまらず、禁煙や身体活動の推進、医療機関への受診勧奨などについて、地方公共団体と連携して、組合員等の健康の保持増進を図るために職場環境の整備に資するよう努めること。

第三の一中「一時予防」を「一次予防」に、「にも重点を置いた保健事業を推進すべきである」を「を重視し、生活習慣病の改善に向けた働きかけを行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮する必要がある」に改め、「必要である。」の次に次のように加える。

また、近年、診療報酬明細書等の電子化の進展等により、健康や医療に関する情報（以下「健康・医療情報」という。）を活用して組合員等の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。これらの動向を踏まえ、組合は、組合員等の特性に応じた保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、健康診査の結果、診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療統計資料その他の健康・医療情報を活用して、ＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善）の段階を繰り返すことをいう。）に沿った事業実施に努めるとともに、その事業の実施に当たっては、費用対効果の観点も考慮した上で実施することが必要である。

第三の二の1中「個人の取組が生活習慣の改善」を「生活習慣の改善が健康増進や疾病予防」に改める。

第三の三中「また」の下に「、健康診査の結果、診療報酬明細書等から得られる情報等を活用する場合」を加え、「場合には」の下に「、原則としてあらかじめ組合員等本人の同意を得るなど」を加える。

○総務省告示第百三十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「及び職員引継一般地方独立行政法人」を「、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」に、「又は当該職員引継一般地方独立行政法人」を「、当該職員引継一般地方独立行政法人、当該定款変更一般地方独立行政法人又は当該職員引継等合併一般地方独立行政法人」に改める。